

育児休業代替任期付職員について

- 1 育児休業代替任期付職員とは何ですか？

職員が育児休業を取得した際に、その職員の代替として勤務する職員です。
- 2 身分はどうなりますか？

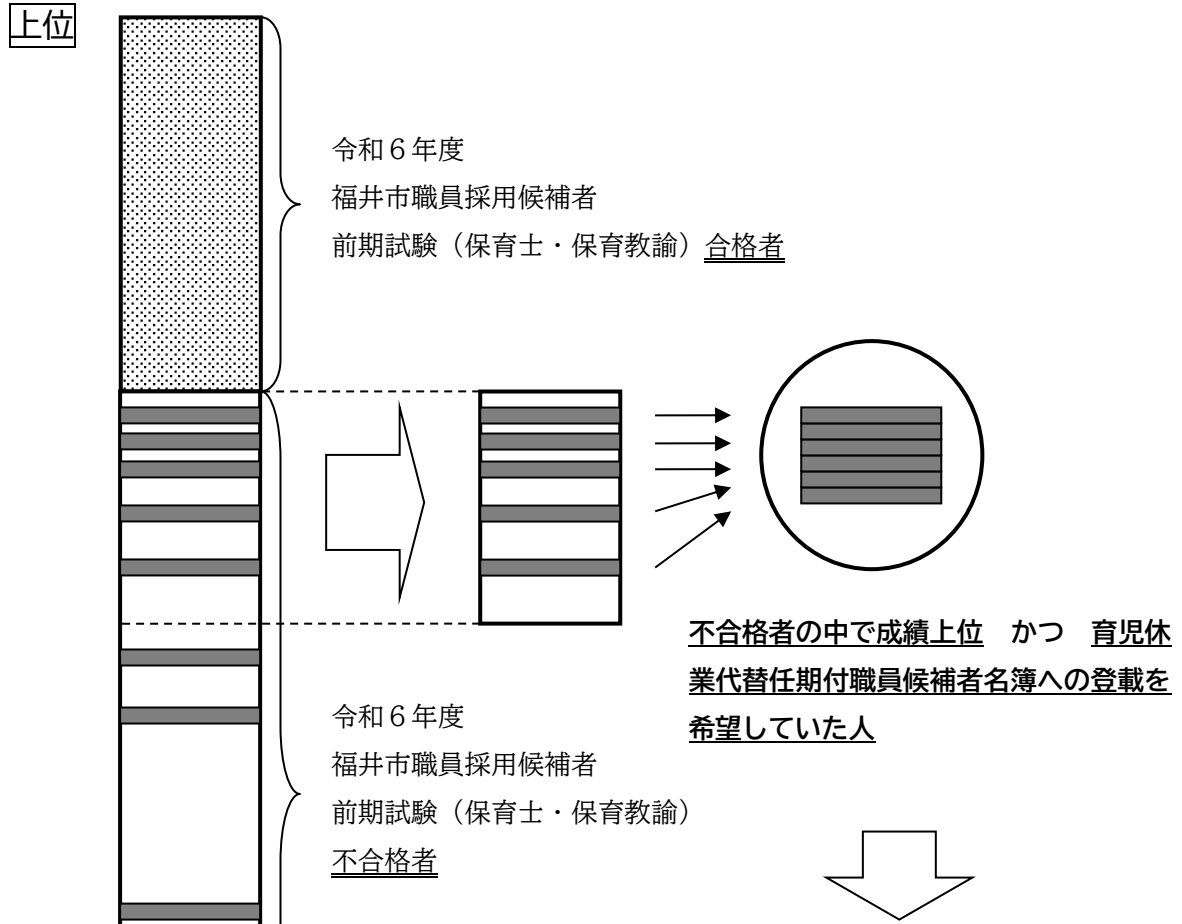
任用されている期間は、通常の採用試験を経て採用された正規職員と同様、一般職常勤の地方公務員の身分となります。
- 3 任用期間はどのくらいですか？

職員(育休者)が育児休業を取得した場合、その代替となる職員が任期付職員として勤務できる期間は3年未満です。
- 4 待遇はどうなりますか？

給与や勤務条件は、通常の採用試験を経て採用された一般職常勤(正規の職員)とほぼ同じです。
ただし、育児休業は取得できません。
- 5 採用までの流れ
 - ✓ 今回の「福井市職員採用候補者(保育士・保育教諭)試験」(以下、「本選考」という。)の申込時に、「育児休業代替任期付職員採用候補者(保育士・保育教諭)名簿」(以下、「名簿」という。)への登載について、希望を伺います。
 - ✓ 本選考の最終結果で不合格となった人のうち、成績が上位かつ名簿への登載を希望していた人を名簿に登載します。
 - ✓ 名簿に登載された人は、職員の育児休業の取得に応じて、令和7年4月1日以降に任期付職員として採用されます。
 - ✓ 名簿に登載されても、欠員の発生状況によっては任用されない場合があります。
 - ✓ 名簿登載後、説明会を開催します。

制度のイメージ図

■■■■ ・ ・ ・ 「育休代替任期付職員候補者名簿への登載を希望する」とした人



- R7/4/1 から「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登載され、職員の育休取得に応じて、任期付職員として勤務していただきます。
- なお、これらの方については、令和7年度及び8年度に実施する「福井市職員採用候補者試験（保育士・保育教諭に該当する試験区分）」において、1次試験のうち教養試験及び専門試験が免除されます。

下位